

◎ 親子法制の見直し — 嫡出推定制度の見直し、女性の再婚禁止期間の撤廃、懲戒権に関する規定の削除 等

【法令名】

民法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和 4 年 12 月 16 日 号外第 269 号 11 ページ
【法令番号】	令和 4 年 12 月 16 日 法律第 102 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>一 民法の一部改正関係</p> <p>1 再婚禁止期間の撤廃等 再婚禁止期間に関する規定について所要の見直しを行うこととした。(第 733 条、第 746 条及び第 773 条関係)</p> <p>2 嫡出の推定 (一) 妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定することとし、女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とすることとした。(第 772 条第 1 項関係) (二) (一)の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に 2 以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定することとした。(第 772 条第 3 項関係)</p> <p>3 嫡出の否認 (一) 父、子又は母は、子が嫡出であることを否認することができることとした。(第 774 条第 1 項及び同条第 3 項関係) (二) 子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であって、子の父以外のもの(以下「前夫」という。)は、子が嫡出であることを否認することができることとした。(第 774 条第 4 項関係)</p> <p>4 嫡出否認の訴え 父、子、母及び前夫の否認権は、それぞれ所定の者に対する嫡出否認の訴えによって行うこととした。(第 775 条第 1 項関係)</p>

5 嫡出否認の訴えの出訴期間

- (一) 父、子、母及び前夫の否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、それぞれ所定の時期から3年以内に提起しなければならないこととした。(第777条関係)
- (二) 子は、その父と継続して同居した期間が3年を下回るときは、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができることとした。(第778条の2第2項関係)

6 認知の無効の訴え

- (一) 子若しくはその法定代理人、認知をした者又は子の母は、それぞれ所定の時期から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができることとした。(第786条第1項関係)
- (二) 子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間が3年を下回るときは、21歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができることとした。(第786条第2項関係)

7 子の人格の尊重等

親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととする。懲戒に関する規定を削除することとした。(第821条及び第822条関係)

二 児童福祉法の一部改正関係

児童相談所長等は、一時保護が行われた児童等で親権を行う者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができることとし、この場合において、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。(第33条の2第2項及び第47条第3項関係)

三 国籍法の一部改正関係

認知された子の国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しないこととした。(第3条第3項関係)

四 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。(第14条第1項関係)

五 人事訴訟法の一部改正関係

1 嫡出否認の訴えの当事者

父が子の出生前に死亡したとき又は所定の期間内に嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは、その子のために相続権を害される者その他父の三親等内の血族は、父の死亡の日から1年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができることとした。(第41条第1項関係)

2 認知の無効の訴えの当事者

(一) 認知の無効の訴えについても、1と同様の規律を設けることとした。(第43条第1項関係)

(二) 子が所定の期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができることとし、この場合においては、子の死亡の日から1年以内にその訴えを提起しなければならないこととした。(第43条第2項関係)

六 家事事件手続法の一部改正関係

裁判所は、嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、前夫に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知することとした。(第283条の2関係)

七 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正関係

妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、その子が嫡出であることを否認することができないこととした。(第10条関係)

WestlawJapan 法令あらまし

	八 その他 この法律の制定に伴い、所要の経過措置を設けることとした。(附則第2条～第6条関係)
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">➤ 民法（明治29年法律第89号）➤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）➤ 国籍法（昭和25年法律第147号）➤ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）➤ 人事訴訟法（平成15年法律第109号）➤ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）➤ 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）